

(別 紙)

生活保護制度に夏季加算新設の検討を求める意見書 (案)

世界的な地球温暖化が進む中、夏の暑さはエアコンの使用なしでは過ごせないものとなっている。総務省は今年、今年8月7日から8月13日までの1週間における熱中症による救急搬送人員数が7,266人であると発表した。前年2022年の同時期における熱中症による救急搬送人員数は6,415人で、昨年より851人も多くなっており、年々搬送者の数は増えている。

8月下旬を迎えても連日熱中症警戒アラートが発令されるなど、まさに「災害級の暑さ」となっていることは周知の事実である。また、同発表では発生場所は住居が45.0%であり、自宅で熱中症を起こすケースが多くなっている。エアコンの使用が予防策であると分かってはいても、生活保護受給世帯にとって電気代は大きな負担となっており、エアコンを使用したくても我慢せざるを得ないのが実態である。また昨今、電気料金が急騰しており、これまで以上に金銭的負担が増え、エアコンの使用を控えていることは見過ごすことができない。

現在、生活保護制度において暖房代等の支出に対しての冬季加算はあるものの、夏季加算は認められていない。夏季加算の創設は命に関わる問題であり、早急に対処すべきである。

よって、国においては、酷暑から生活保護受給世帯の生命を守る観点から、生活保護制度に夏季加算の新設を検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛